

平成 28 年分 所得税の改正のあらまし

税 務 署

I 平成 28 年度の主な改正事項	1 ページ
II 平成 25 年度の改正事項のうち、平成 28 年分の所得税から適用される主なもの	13 ページ
III 平成 26 年度の改正事項のうち、平成 28 年分の所得税から適用される主なもの	15 ページ
IV 平成 27 年度の改正事項のうち、平成 28 年分の所得税から適用される主なもの	15 ページ
○ この改正のあらましにおいて使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示します。	
所法	所得税法
所令	所得税法施行令
所規	所得税法施行規則
通則法	国税通則法
外国居住者等所得相互免除法	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律
措法	租税特別措置法
措令	租税特別措置法施行令
措規	租税特別措置法施行規則
国外送金法	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律
国外送金令	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
復興財確法	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法
平成 25 年度改正法	所得税法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 5 号)
平成 26 年度改正法	所得税法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 10 号)
改正法	所得税法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 15 号)
改正所令	所得税法施行令等の一部を改正する政令(平成 28 年政令第 145 号)
改正措令	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成 28 年政令第 159 号)
改正所規	所得税法施行規則等の一部を改正する省令(平成 28 年財務省令第 15 号)
改正措規	租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(平成 28 年財務省令第 22 号)

- この改正のあらまちは、平成 28 年 4 月 1 日現在の法令に基づいて作成しています。
- 国税に関する御相談・御質問は電話相談センターを御利用ください。電話相談センターの御利用は、最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。
- 国税庁では、税に関する様々な情報をホームページ【www.nta.go.jp】で提供しています。

I 平成 28 年度の主な改正事項

1 土地・住宅税制

(1) 被相続人の居住用家屋に係る譲渡所得の特別控除制度の特例の創設

相続又は遺贈による被相続人居住用家屋（当該相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋であって、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたこと、当該相続の開始の直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと等の要件を満たすものをいいます。以下同じです。）及び被相続人居住用家屋の敷地等（当該相続の開始の直前において当該被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等をいいます。以下同じです。）の取得をした個人が、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの間に、次に掲げる譲渡（当該相続の開始があった日から同日以後 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの間にしたものに限るものとし、その譲渡の対価の額が 1 億円を超えるもの等を除きます。）をした場合には、居住用財産を譲渡した場合に該当するものとみなして、居住用財産の譲渡所得の 3,000 万円特別控除を適用できることとされました（措法 35、措令 23）。ただし、当該譲渡の対価の額と、当該相続の時から当該譲渡をした日以後 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの間に当該相続による被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人がした当該譲渡に係る資産と一体として当該被相続人の居住の用に供されていた家屋又は当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡の対価の額との合計額が 1 億円を超える場合には、本特例の適用を受けることはできません（措法 35⑤⑥）。

① 当該相続若しくは遺贈により取得をした被相続人居住用家屋（当該相続の時に当該被相続人居住用家屋につき行われた増築等に係る部分を含むものとし、次に掲げる要件を満たすものに限りません。①において同じです。）の譲渡又は当該被相続人居住用家屋とともにする当該相続若しくは遺贈により取得をした被相続人居住用家屋の敷地等（イに掲げる要件を満たすものに限りません。）の譲渡

イ 当該相続の時から当該譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと。

ロ 当該譲渡の時に地震に対する安全性に係る規定又は基準に適合するものであること。

② 当該相続又は遺贈により取得をした被相続人居住用家屋（イに掲げる要件を満たすものに限りません。）の全部の取壊し等をした後における当該相続又は遺贈により取得をした被相続人居住用家屋の敷地等（ロ及びハに掲げる要件を満たすものに限りません。）の譲渡

イ 当該相続の時から当該取壊し等の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと。

ロ 当該相続の時から当該譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと。

ハ 当該取壊し等の時から当該譲渡の時まで建物又は構築物の敷地の用に供されていたことがないこと。

（注1）相続財産に係る譲渡所得の課税の特例（措法39）との選択適用とされます（措法35③）。

（注2）本特例は、確定申告書に、市区町村長の当該被相続人居住用家屋及び当該被相続人居住用家屋の敷地等が上記①イ又は②に掲げる要件を満たすことの確認をした旨を記載した書類その他の書類の添付がある場合に適用されます（措法35⑩、措規18の2②二）。

（2）住宅の多世帯同居改修工事等に係る特例の創設

① 住宅の多世帯同居改修工事等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例が創設され、個人が、その者の有する居住用の家屋について、特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等を行った場合において、当該居住用の家屋を平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間にその者の居住の用に供したときは、当該特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等に係る費用に充てるために借り入れた次に掲げる住宅借入金等の年末残高（1,000万円を限度）の区分に応じ、それぞれ次に定める割合に相当する金額の合計額を所得税の額から控除できることとされました。本特例は、住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除との選択適用とされ、控除期間は5年とされました（措法41の3の2、措令26の4）。

イ 特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額から当該特定工事に係る補助金等の額を控除した金額（250万円を限度）に相当する住宅借入金等の年末残高 2%

ロ イ以外の住宅借入金等の年末残高 1%

（注1）上記の「特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等」とは、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための家屋について行う増改築等で当該増改築等に該当するものであることにつき増改築等工事証明書が交付されたものを含む増改築等であり、当該特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額（補助金等の交付がある場合には、当該補助金等の額を控除した後の金額）が50万円を超えること等の要件を満たすものをいいます（措法41の3の2②三、⑨、措令26の4⑧、措規18の23の2①、平成28年国土交通省告示第585号）。

（注2）本特例の適用に当たっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する登録住宅性能評価機関、建築基準法に規定する指定確認検査機関、建築士法の規定により登録された建築士事務所に所属する建築士又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定による指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人が交付する増改築等工事証明書を確定申告書に添付す

る必要があります（措規 18 の 23 の 2①①二、平成 28 年国土交通省告示第 584 号）。②において同じです。

（注 3）その他の要件は、改正前の住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の要件と同様です。

- ② 既存住宅に係る多世帯同居改修工事等をした場合の所得税額の特別控除制度が創設され、個人が、その者の有する居住用の家屋について、多世帯同居改修工事等を行った場合において、当該居住用の家屋を平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの間にその者の居住の用に供したときは、当該個人のその居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から、その多世帯同居改修工事等の標準的な工事費用相当額（250 万円を限度）の 10%に相当する金額を控除できるとされました（措法 41 の 19 の 3、措令 26 の 28 の 5）。

（注 1）上記の「多世帯同居改修工事等」とは、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための家屋について行う増改築等で当該増改築等に該当するものであることにつき増改築等工事証明書が交付されたものであり、当該多世帯同居改修工事等の標準的な工事費用相当額（補助金等の交付がある場合には、当該補助金等の額を控除した後の金額）が 50 万円を超えること等の要件を満たすものをいいます（措法 41 の 19 の 3⑤⑨、措令 26 の 28 の 5⑨⑰、平成 28 年国土交通省告示第 585 号）。

（注 2）上記の「標準的な工事費用相当額」とは、多世帯同居改修工事等につき国土交通大臣が財務大臣と協議して多世帯同居改修工事等の内容に応じて定める金額の合計額をいいます（措法 41 の 19 の 3⑤⑨、措令 26 の 28 の 5⑦、平成 28 年国土交通省告示第 586 号）。

（注 3）その年の前年以前 3 年内の各年分において本特例の適用を受けた者は、その年分においては本特例の適用を受けることはできません（措法 41 の 19 の 3⑩）。

（注 4）その年分の合計所得金額が 3,000 万円を超える場合には、その年分においては本特例の適用を受けることはできません（措法 41 の 19 の 3⑥）。

（注 5）住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除又は特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の適用を受ける場合には、本特例の適用を受けることはできません（措法 41⑬、41 の 3 の 2②⑥）。

- (3) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法 36 の 2、36 の 5）について、その適用期限が平成 29 年 12 月 31 日まで 2 年延長されました（措法 36 の 2①、36 の 5）。
- (4) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法 41 の 5）及び特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法 41 の 5 の 2）について、その適用期限が平成 29 年 12 月 31 日まで 2 年延長されました（措法 41 の 5⑦一、41 の 5 の 2⑦一）。
- (5) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（措法 41）等の次に掲げる措置について、改正前の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者が住宅の取得等をする場合について適用できるとされました。
- ① 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（措法 41～41 の 3）
 - ② 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例（措法 41 の 3 の 2）
 - ③ 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除（措法 41 の 19 の 2）
 - ④ 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（措法 41 の 19 の 3）
 - ⑤ 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除（措法 41 の 19 の 4） 等
- 《適用関係》この改正は、平成 28 年 4 月 1 日以後に住宅の取得等をする場合について適用されます（改正法附則 76、77、80～82 等）。
- (6) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（措法 41）及び特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例（措法 41 の 3 の 2）について、エネルギー

一の使用の合理化に資する修繕又は模様替を適用対象に加える措置は、適用期限（平成 27 年 12 月 31 日）の到来をもって廃止されました（旧措令 26②、26 の 4 ⑦⑱）。

《適用関係》増改築等をした家屋を平成 28 年 1 月 1 日前にその者の居住の用に供した場合には、従前のおりとされています（改正措令附則 11）。

2 金融・証券税制

(1) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）（措法 9 の 8、37 の 14）について、平成 30 年以後の勘定設定期間に係る非課税適用確認書の交付申請書への基準日における国内の住所の記載及び当該住所を証する書類の添付が不要とされたことに伴い、平成 30 年以後の勘定設定期間を、平成 30 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日までとする等の改正が行われました（措法 37 の 14⑤三、⑥等）。

(2) 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の特例（エンジェル税制）（措法 37 の 13、37 の 13 の 2）について、その適用対象となる株式の範囲から地域再生法に規定する認定地域再生計画に記載されている事業を行う株式会社が発行する株式が除外されました（旧措法 37 の 13①四）。

《適用関係》平成 28 年 4 月 1 日前に払込みにより取得をした株式については、従前のおりとされています（改正法附則 72）。

(3) 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例及び復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（エンジェル税制）（措法 41 の 19、震災特例法 13 の 3）について、次の改正が行われました。

① 適用対象となる総合特別区域法の指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限を平成 30 年 3 月 31 日まで 2 年延長する（措法 41 の 19①二）。

② 適用対象となる特定新規株式の範囲に、地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社で平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に同法の規定による確認を受けたものにより発行される株式のうち、当該確認を受けた日から同日以後 3 年を経過する日までの間に発行されるものを加える（措法 41 の 19①五）。

③ 適用対象となる東日本大震災復興特別区域法の指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限を平成 33 年 3 月 31 日まで 5 年延長する（震災特例法 13 の 3）。

(4) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法 37 の 12 の 2）について、その適用対象となる上場株式等の譲渡の範囲に、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等（所法 60 の 2、60 の 3）の適用により行われたものとみなされた譲渡が加えられました（措法 37 の 12 の 2②十一）。

(5) 無記名公社債の利子等の帰属（旧所法 14）について、無記名の公社債、無記名の株式又は無記名の投資信託等の受益証券の元本の所有者以外の者が利子等の支払を受ける場合には、その元本の所有者が利子等の支払を受けるものとみなす措置が廃止されました。

《適用関係》元本の所有者以外の者が平成 28 年 4 月 1 日前に支払を受ける利子等については、従前のおりとされています（改正法附則 5）。

(6) 特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等（ストックオプション税制）のうち特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法に係る措置（旧措法 29 の 3）について、適用期限（平成 28 年 3 月 31 日）の到来をもって廃止することとされました。

《適用関係》平成 28 年 4 月 1 日前に取締役等が行った特定外国新株予約権の行使については、従前のおりとされています（改正法附則 68）。

(7) 先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除（措法 41 の 14、41 の 15）について、次に掲げる取引が除外されました（措法 41 の 14①）。

イ 商品先物取引業者以外の者を相手方として行う店頭商品デリバティブ取引

ロ 金融商品取引業者のうち第一種金融商品取引業を行う者以外の者又は登録金融機関以外の者を相手方として行う店頭デリバティブ取引

《適用関係》この改正は、平成 28 年 10 月 1 日以後に行う先物取引について適用されます（改正法附則 79）。

3 事業所得等関係

(1) **国庫補助金等の総収入金額の不算入制度**（所法 42 等）について、その適用対象となる国庫補助金等の範囲から、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に基づく独立行政法人空港周辺整備機構等の補助金が除外されました（旧所令 89 四）。

《適用関係》平成 28 年 4 月 1 日前に交付を受けた補助金については、従前のおりとされています（改正所令附則 6）。

(2) **減価償却制度**（所法 49 等）について、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する建物の附属設備及び構築物並びに鉱業用の建物の減価償却の方法のうち、定率法が廃止されました（所令 120 の 2 等）。

《適用関係》この改正は、平成 28 年分以後の所得税について適用されます（改正所令附則 8 ①）。なお、所要の経過措置が講じられています（改正所令附則 8 ②③）。

(3) **エネルギー環境負荷低減推進設備等**を取得した場合の**特別償却又は所得税額の特別控除制度（環境関連投資促進税制）**（措法 10 の 2）について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限が 2 年延長されました。

① 対象資産から認定発電設備に該当する太陽光発電設備を除外し、対象資産に認定発電設備に該当しない太陽光発電設備のうち一定のものを加える（措法 10 の 2 ①一、措令 5 の 4 ①一、平成 28 年財務省告示第 103 号）。

② 対象資産に認定発電設備に該当しない風力発電設備のうち一定のものを加える（措法 10 の 2 ①一、措令 5 の 4 ①二、平成 28 年財務省告示第 103 号）。

③ 対象資産から建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備を除外する（旧措法 10 の 2 ①二）。

④ 特別税額控除制度に係る措置の対象資産から車両運搬具を除外する（旧措法 10 の 2 ③）。

⑤ 認定発電設備に該当する風力発電設備のうち一定のもの（特定エネルギー環境負荷低減推進設備等）についてその取得価額から普通償却額を控除した金額までの特別償却（即時償却）ができる措置を廃止する（旧措法 10 の 2 ⑥⑦）。

（注）認定発電設備に該当する風力発電設備のうち一定のものは、対象資産からは除外されていませんので、30%の特別償却（中小事業者については、7%の税額控除を含みます。）の適用は引き続き可能です。

《適用関係》この改正は、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得等をするエネルギー環境負荷低減推進設備等について適用されます（改正法附則 59）。

(4) **特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度（雇用促進税制）**（措法 10 の 5）における地方活力向上地域特定業務施設整備計画に係る措置以外の措置について、税額控除限度額の計算の基礎となる基準雇用者数を地域雇用開発促進法の同意雇用開発促進地域内に所在する事業者の事業所において新たに雇用され、その年の 12 月 31 日においてその事業所に勤務する一定の要件を満たす雇用者の数（以下「特定地域基準雇用者数」といいます。）とした上、その適用期限が 2 年延長されました（措法 10 の 5 ①④五）。なお、特定地域基準雇用者数は、その事業所のみをその事業者の事業所とみなした場合における基準雇用者数及びその事業者の基準雇用者数を上限とします（措令 5 の 6 ⑧）。

《適用関係》この改正は、平成 29 年分以後の所得税について適用されます（改正法附則 60）。

(5) **雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除制度（所得拡大促進税制）**（措法 10 の 5 の 3）について、特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度の適用を受ける年分においても適用できるとされました。なお、その年において特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度の適用を受ける場合には、控除の対象となる雇用者給与等支給増加額から特定地域基準雇用者数、地方事業所基準雇用者数及び地方事業所特別基準雇用者数の算定の基礎となった者に対する給与等の支給額を控除します（措法 10 の 5 の 3 ①、措令 5 の 6 の 3 ②～④）。

《適用関係》この改正は、平成 29 年分以後の所得税について適用されます（改正法附則 61）。

(6) **生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除（旧措法 10 の 5 の 4）及び特定農産加工品生産設備の特別償却（旧措法 11 の 3）**について、所要の経過措置（改正法附則 62、63①）を講じた上、廃止することとされました。

(7) **特定設備等の特別償却制度（措法 11）**における公害防止用設備に係る措置について、対象設備からフッ素系溶剤に係る活性炭吸着式回収装置を含むドライクリーニング機を除外した上、その適用期限が 1 年延長されました（平成 28 年財務省告示第 104 号）。

(8) **障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度（措法 13）**について、対象資産を事業者が有する機械装置、工場用の建物等で、障害者が労働に従事する事業所にある一定のものに限定する等の見直しを行った上、その適用期限が 2 年延長されました（措法 13①）。

《適用関係》この改正は、平成 28 年分以後の所得税について適用されます（改正法附則 57）。なお、所要の経過措置が講じられています（改正法附則 63②③）。

(9) **サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却制度（措法 14）**について、償却割合を次のサービス付き高齢者向け賃貸住宅の区分に応じそれぞれ次のとおり引き下げた上、その適用期限が 1 年延長されました（措法 14①）。

① 耐用年数が 35 年未満であるもの 100 分の 110（改正前：100 分の 114）

② 耐用年数が 35 年以上であるもの 100 分の 114（改正前：100 分の 120）

《適用関係》この改正は、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得等をするサービス付き高齢者向け賃貸住宅について適用されます（改正法附則 63④）。なお、所要の経過措置が講じられています（改正法附則 63⑤）。

(10) **金属鉱業等鉱害防止準備金制度（措法 20）**について、積立限度額を独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に鉱害防止積立金として積み立てた金額の 100 分の 80 相当額に引き下げた上、その適用期限が 2 年延長されました（措法 20①）。

《適用関係》この改正は、平成 29 年分以後の所得税について適用されます（改正法附則 64①）。

(11) **特定災害防止準備金制度（措法 20 の 2）**について、積立限度額は、独立行政法人環境再生保全機構に維持管理積立金として積み立てた金額のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律の通知する額に相当する金額であることを明確化した上、その適用期限が 2 年延長されました（措法 20 の 2 ①）。

《適用関係》この改正は、平成 29 年分以後の所得税について適用されます（改正法附則 64②）。

(12) **探鉱準備金制度（措法 22）**について、前年から繰り越された準備金の金額がある場合における総収入金額に算入する準備金の金額は、積立てをした年の翌年 1 月 1 日から 5 年（改正前：3 年）を経過した準備金の金額とされた上、その適用期限が 3 年延長されました（措法 22①③）。

《適用関係》この改正は、平成 29 年分以後において積み立てる探鉱準備金の金額の事業所得に係る総収入金額への算入について適用されます（改正法附則 65）。

(13) **中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例（措法 28 の 2）**について、その適用期限が平成 30 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました（措法 28 の 2 ①）。

(14) **復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度（震災特例法 10 の 2）**のうち復興産業集積区域に係る措置について、次のとおり見直しを行った上、その

適用期限が5年延長されました（震災特例法10の2①）。

① 福島県又は福島県の区域内の市町村以外の認定地方公共団体の指定を受けた事業者が取得等をする機械装置並びに建物等及び構築物の償却割合を次のとおりとする（震災特例法10の2①⑤）。

イ 機械装置 100分の50（平成31年4月1日以後に取得等をするものについては、100分の34）
（改正前：その取得価額から普通償却額を控除した金額までの特別償却（即時償却））

ロ 平成31年4月1日以後に取得等をする建物等及び構築物 100分の17（改正前：100分の25）

② 福島県又は福島県の区域内の市町村以外の認定地方公共団体の指定を受けた事業者が平成31年4月1日以後に取得等をする機械装置並びに建物等及び構築物の税額控除割合を次のとおりとする（震災特例法10の2③⑤）。

イ 機械装置 100分の10（改正前：100分の15）

ロ 建物等及び構築物 100分の6（改正前：100分の8）

《適用関係》この改正は、平成28年4月1日以後に取得等をする減価償却資産について適用されます（改正法附則130）。

(15) 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除制度（震災特例法10の3）について、平成31年4月1日以後に福島県又は福島県の区域内の市町村以外の認定地方公共団体の指定を受けた事業者の税額控除割合を100分の7（改正前：100分の10）に引き下げた上、その適用期限が5年延長されました（震災特例法10の3①）。

(16) 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却制度等（震災特例法10の5）について、福島県又は福島県の区域内の市町村以外の認定地方公共団体の指定を受けた事業者が取得等をする開発研究用資産の償却割合を100分の50（平成31年4月1日以後に取得等をするものについては、100分の34）（改正前：その取得価額から普通償却額を控除した金額までの特別償却（即時償却））に引き下げた上、その適用期限が5年延長されました（震災特例法10の5①）。

《適用関係》この改正は、平成28年4月1日以後に取得等をする開発研究用資産について適用されます（改正法附則131）。

(17) 被災代替資産等の特別償却制度（震災特例法11）について、償却割合を次の減価償却資産の区分に応じそれぞれ次のとおり引き下げる等の見直しを行った上、その適用期限が3年延長されました（震災特例法11①等）。

① 建物等及び構築物 中小事業者以外 100分の10（改正前：100分の15）

中小事業者 100分の12（改正前：100分の18）

② 機械装置、船舶及び車両運搬具 中小事業者以外 100分の20（改正前：100分の30）

中小事業者 100分の24（改正前：100分の36）

《適用関係》この改正は、平成28年4月1日以後に取得等をする被災代替資産等について適用されます（改正法附則132等）。

(18) 特定住宅被災市町村の区域内の土地等を地方公共団体等に譲渡した場合の2,000万円特別控除（震災特例法11の5）について、その適用対象となる事業は地方公共団体等が行う東日本大震災からの復興のための事業であることを明確化した上、その適用期限が5年延長されました。

《適用関係》この改正は、平成28年4月1日以後に行う土地等の譲渡について適用されます（改正法附則133）。

(19) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（震災特例法12）について、被災区域である土地等又はその土地の区域内にある建物等若しくは構築物からの買換えに係る買換資産を一定の資産に限定した上、その適用期限が5年延長されました（震災特例法12①）。

《適用関係》この改正は、平成28年4月1日以後に震災特例法第12条第1項の表の第1号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、同日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得等をする場合の当該資産について適用されます（改正法附則134①）。

4 国税通則法関係

- (1) **延滞税**（通則法 60～63）について、申告をした後に減額更正がされ、その後更に増額更正又は修正申告（以下「増額更正等」といいます。）があった場合における増額更正等により納付すべき税額（その申告税額に達するまでの部分に限ります。（2）③において同じです。）について、その申告により納付すべき税額の納付日の翌日から当該増額更正等までの間（減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、その減額更正がされた日から1年を経過する日までの期間を除きます。）は、延滞税を課さないこととされました（通則法 61②）。

《適用関係》この改正は、平成 29 年 1 月 1 日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます（改正法附則 54②）。

- (2) **加算税制度**（通則法 65～68）について、次のとおり見直しが行われました（通則法 65、66、68）。

- ① 調査対象税目、調査対象期間等の一定の事項の通知以後、かつ、その調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知（②において「更正予知」という。）する前にされた修正申告に基づく過少申告加算税の割合（改正前：0%）については5%（期限内申告税額と50万円のいずれか多い額を超える部分は10%）とし、期限後申告又は修正申告に基づく無申告加算税の割合（改正前：5%）については10%（納付すべき税額が50万円を超える部分は15%）とする。
- ② 期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は更正若しくは決定等（以下「期限後申告書の提出等」という。）に係る無申告加算税（更正予知によるものに限る。以下同じ。）又は重加算税について、その期限後申告書の提出等があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その税目について無申告加算税又は重加算税を課されたことがある場合には、その期限後申告書の提出等に係る無申告加算税の割合（15%、20%）又は重加算税の割合（35%、40%）は、それぞれその割合に10%加算した割合とする。
- ③ 上記(1)の延滞税の計算期間の見直しに併せて、増額更正等により納付すべき税額（減額更正が更正の請求に基づくものである場合を除く。）については、過少申告加算税を課さないことを明確化する。

《適用関係》この改正は、平成 29 年 1 月 1 日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます（改正法附則 54③）。

5 国際課税

- (1) **外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律**について、日台民間租税取決めに規定された内容を実施するため、次の改正が行われました（外国居住者等所得相互免除法 1～43、復興財確法 33）。

- ① 題名を外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律に改める。
- ② 台湾との相互主義に基づき、台湾との間の二重課税を排除する等のための措置を講ずる。

《適用関係》上記①の改正は、平成 28 年 3 月 31 日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行され、上記②の改正は、同日の属する年の翌年（同日が平成 29 年 1 月 1 日である場合には、平成 29 年）分以後の所得税について適用されます（改正法附則 1、56）。

- (2) **非居住者の内部取引に係る課税の特例**（措法 40 の 3 の 3）及び**国外所得金額の計算の特例**（措法 41 の 19 の 5）について、独立企業間価格の算定に関する文書化制度が整備されました（措法 40 の 3 の 3、措法 41 の 19 の 5）。

《適用関係》この改正は、平成 30 年分以後の所得税について適用されます（改正法附則 75、83）。

6 その他

- (1) **税務関係書類における個人番号（マイナンバー）の記載**（通則法 124 等）について、次の見直しが

行われました。

① 提出者等の個人番号を記載しなければならないこととされている税務関係書類（申告書及び調書等を除く。）のうち、次に掲げる書類について、提出者等の個人番号の記載を要しない（所法 10③、57②、措令 2 の 6①、25 の 13 の 2②、所規 55 一等）。

イ 申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる書類（例：所得税の青色申告承認申請書、青色事業専従者給与に関する届出書）

ロ 税務署長等には提出されない書類であって提出者等の個人番号の記載を要しないこととした場合であっても所得把握の適正化・効率化を損なわないと考えられる書類（例：非課税貯蓄申込書、財産形成非課税住宅貯蓄申込書、非課税口座移管依頼書）

《適用関係》上記イの改正は、平成 29 年 1 月 1 日以後に提出すべき書類について適用され、上記ロの改正は、平成 28 年 4 月 1 日以後に提出すべき書類について適用されます（改正法附則 4、6、改正措令附則 4①、10①、改正所規附則 6 等）。ただし上記イの書類については、平成 29 年 1 月 1 日前においても、運用上、個人番号の記載がなくとも改めてその記載を求めないこととされました。

② 個人が次に掲げる告知又は特定口座開設届出書等の提出（以下「告知等」という。）をする場合において、その告知等を受ける者が、その告知等をする者の個人番号その他の事項を記載した帳簿を備えているときは、当該告知等をする者は、当該告知等を受ける者に対して、当該告知等をする者の個人番号の告知又は特定口座開設届出書等へのその者の個人番号の記載を要しない（所法 224①等）。

イ 利子・配当等の受領者の告知（所法 224①、所令 336④）

ロ 特定口座開設届出書の提出をする者の告知（措法 37 の 11 の 3④、措令 25 の 10 の 3）

ハ 国外送金等をする者の告知書の提出（国外送金法 3①、国外送金令 5②） 等

《適用関係》この改正は、平成 28 年 4 月 1 日以後に支払の確定する利子・配当等又は同日以後に特定口座開設届出書等の提出をする場合などについて適用されます（改正法附則 19、71 等）。

③ 給与等又は公的年金等の支払者に対して、給与所得者の扶養控除等申告書、従たる給与についての扶養控除等申告書、退職所得の受給に関する申告書又は公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（以下「扶養控除等申告書等」という。）の提出をする場合において、その支払者が当該扶養控除等申告書等に記載されるべき当該扶養控除等申告書の提出をする者、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族等の個人番号その他の事項を記載した帳簿（一定の申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、当該提出をする者は、当該扶養控除等申告書等に、その帳簿に記載された個人番号の記載を要しない（所法 198⑥、203 の 5⑨、所規 76 の 2⑩、77②、77 の 4⑦）。

《適用関係》この改正は、平成 29 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき給与等、退職手当等又は公的年金等に係る扶養控除等申告書等について適用されます（改正法附則 18②③、改正所規附則 9）。

(2) 非課税所得（所法 9）について、次の改正が行われました。

① 義務教育学校の児童又は生徒が、その学校の長の指導を受けて預入等をした預貯金等の利子等について、所得税を課さない（所法 9①二）。

② 通勤手当の非課税限度額を月額 15 万円（改正前：10 万円）に引き上げる（所令 20 の 2）。

③ 学資に充てるため給付される金品のうち非課税所得とならない給与その他対価の性質を有するものから、給与所得を有する者がその使用者から通常の給与に加算して受けるものであって、法人である使用者からその法人の役員の学資に充てるため給付する場合など一定の場合以外に該当するものを除外する（所法 9①十五、所令 29）。

《適用関係》上記②の改正は、平成 28 年 1 月 1 日以後に受けるべき通勤手当（同日前に受けるべき通勤手当の差額として追加支給されるものを除きます。）について適用され、上記③の改正

は、平成 28 年 4 月 1 日以後に受けるべき金品について適用されます（改正法附則 3、改正所令附則 2）。

(3) **株式等を取得する権利の価額**（所令 84）等について、個人が法人から役務の提供の対価として特定譲渡制限付株式等を交付された場合の経済的な利益の価額の算定方法及び当該特定譲渡制限付株式等の取得価額が定められました（所令 84①、109①二）。

(4) **給与所得者の特定支出の控除の特例**（所法 57 の 2）について、本特例の対象となる特定支出の範囲から、「雇用保険法に規定する教育訓練給付金」及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する自立支援教育訓練給付金」が支給される部分の支出が除外されました（所法 57 の 2②）。

(5) **国外転出をする場合の譲渡所得等の特例**（所法 60 の 2）及び**贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例**（所法 60 の 3）について、次の改正が行われました。

① 対象となる有価証券等の範囲から、次に掲げる有価証券で国内源泉所得を生ずべきものを除外する（所法 60 の 2①、所令 170①）。

イ 特定譲渡制限付株式等で譲渡についての制限が解除されていないもの

ロ 株式を無償又は有利な価額により取得することができる一定の権利で、当該権利を行使したならば経済的な利益として課税されるものを表示する有価証券

② 国外転出等の日の属する年分の所得税につき確定申告書の提出及び決定がされていない場合には、その国外転出等の時に保有等をしていた有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約（以下「対象資産」という。）について、その国外転出等の時における価額をもって取得したものとみなす措置等を適用しない（所法 60 の 2④、60 の 3④）。

《適用関係》この改正は、平成 28 年 1 月 1 日以後に譲渡等をする対象資産について適用されます（改正法附則 7①、8①）。

③ 国外転出等の日の属する年分の所得税につき国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等の適用を受けるべき者が、その国外転出等の日から 5 年を経過する日までに死亡したことにより、対象資産の相続等による移転があった場合において、その死亡した者について生じた遺産分割等の事由により、対象資産の移転を受けた相続人等である個人に非居住者が含まれないこととなったときは、その相続等による移転があった対象資産については、国外転出等の日の属する年分の所得税につき国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等による譲渡等がなかったものとする（所法 60 の 2⑥三口、60 の 3⑥三口）。

《適用関係》この改正は、平成 28 年 1 月 1 日以後に遺産分割等の事由により対象資産の移転を受けた相続人等である個人に非居住者が含まれないこととなった場合について適用されます（改正法附則 7②、8②）。

④ 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等の適用がある場合の納税猶予に係る期限の満了に伴う納期限を、国外転出の日から満了基準日（その国外転出等の日から 5 年を経過する日又は帰国等の場合に該当することとなった日のいずれか早い日をいう。以下同じ。）の翌日以後 4 月を経過する日とすることとする（所法 137 の 2①②、137 の 3①～③、復興財確法 18）。

《適用関係》この改正は、満了基準日が平成 28 年 1 月 1 日以後である場合について適用されます（改正法附則 10、11①～③）。

⑤ 国外転出等の日の属する年分の所得税につき確定申告書を提出し、又は決定を受けた者が、その国外転出等の日から帰国等の日まで引き続き有していた有価証券等について国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等の適用がなかったものとする（措置を適用することにより、その国外転出等の日の属する年分の所得税について修正申告をすべき事由が生じた場合には、その帰国等の日から 4 月以内に限り、その年分の所得税についての修正申告書を提出することができること等とする（所法 151 の 2、151 の 3））。

《適用関係》この改正は、平成 28 年 1 月 1 日以後に帰国等をした場合について適用されます（改正

法附則 12、13)。

⑥ 居住者が年の中途において死亡した場合の確定申告書の提出期限後に生じた遺産分割等の事由により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例が適用されたため新たに当該確定申告書を提出すべき要件に該当することとなったその居住者の相続人は、その遺産分割等の事由が生じた日から4月以内に、その居住者の死亡の日の属する年分の所得税について期限後申告書を提出しなければならない(所法151の5)。

⑦ 相続の開始の日の属する年分の所得税につき贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用を受けた居住者について生じた遺産分割等の事由により、非居住者に移転した対象資産が増加し、又は減少した場合には、その居住者の相続人は、その遺産分割等の事由が生じた日から4月以内に、その年分の所得税について、税額が増加する場合等には修正申告書を提出しなければならないこととし、税額が減少する場合等には更正の請求をすることができる(所法151の6、153の5、復興財確法20の2⑥、21⑥)。

《適用関係》上記⑥⑦の改正は、平成28年1月1日以後に遺産分割等の事由が生ずる場合について適用されます(改正法附則15)。

(6) **寄附金控除**(所法78)について、義務教育学校を設置する学校法人に対する寄附金が、特定寄附金の対象とされました(所法78②二、平成28年財務省告示第93号)。

《適用関係》この改正は、平成28年4月1日以後に支出する寄附金について適用されます(平成28年財務省告示第93号)。

(7) **確定申告書に関する書類の提出等**(所令262)等について、確定申告書等に添付すべき生命保険料控除、地震保険料控除及び寄附金控除に関する証明書の範囲に、電子証明書等に記録された情報の内容を、国税庁長官が定める方法により出力した書面が加えられました(所令262①②、319、措規19の10の3、19の10の4、19の10の5⑪)。

《適用関係》この改正は、平成30年分以後の所得税について適用されます(改正所令附則11、13、改正措規附則19①)。

(8) **外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書**(所法228の3の2)について、当該調書の対象となる経済的利益の供与等を受けた者の範囲に、外国法人がその発行済株式の100分の50以上の数を保有する内国法人等の役員又は使用人である非居住者(当該内国法人等の役員又は使用人であった者を含みます。)で国内源泉所得となる経済的な利益の供与等を受けた者等を加えることとされました(所法228の3の2)。

《適用関係》この改正は、平成28年1月1日以後に供与等を受ける経済的利益について適用されます(改正法附則20)。

(9) **セルフメディケーション税制(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)の創設**

医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い一般用医薬品等の使用を推進する観点から、居住者が平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合において当該居住者がその年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っているときにおけるその年分の医療費控除については、その者の選択により、その年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の金額(保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除きます。)の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額(8万8千円を限度)を、控除額とすることができることとされました(措法41の17の2、措令26の27の2、措規19の10の2)。

(注1) 上記の「一定の取組」とは、法律又は法律に基づく命令に基づき行われる健康の保持増進及び疾病の予防への取組として厚生労働大臣が財務大臣と協議して定めるものをいいます(措令26

の 27 の 2①、平成 28 年厚生労働省告示第 181 号)。

(注 2) 上記の「特定一般用医薬品等購入費」とは、その製造販売の承認の申請に際して既に承認を与えられている医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が明らかに異なる要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高いものとして厚生労働省が財務大臣と協議して定めるものの購入費用をいいます(措令 26 の 27 の 2②、平成 28 年厚生労働省告示第 178 号)。

(注 3) 本特例の適用に当たっては、特定一般用医薬品等購入費につきこれを領収した者のその領収を証する書類(その領収をした金額のうち、特定一般用医薬品等購入費に該当するものの金額が明らかにされているものに限ります。)及び当該居住者がその年中に一定の取組を行ったことを明らかにする書類(当該居住者の氏名、当該居住者が当該取組を行った年及び当該取組に係る事業を行った保険者の名称等の記載があるものに限ります。)を、確定申告書に添付等する必要があります(措令 26 の 27 の 2④、措規 19 の 10 の 2)。

(10) 国等に対して重要有形民俗文化財を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例(措法 40 の 2)について、その適用期限が平成 30 年 12 月 31 日まで 2 年延長されました(措法 40 の 2②)。

(11) 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例(措法 40 の 3 の 2)について、その適用要件に、贈与を受ける内国法人が金融機関から受けた事業資金の貸付けについてその貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の施行の日(平成 21 年 12 月 4 日)から平成 28 年 3 月 31 日までの間に条件の変更が行われていることを加えた上、その適用期限が 3 年延長されました(措法 40 の 3 の 2①)。

《適用関係》この改正は、平成 28 年 4 月 1 日以後の贈与について適用されます(改正法附則 74)。

(12) 給付金の非課税(措法 41 の 8)について、「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」として給付される給付金及び低所得の高齢者等を対象に給付される「年金生活者等支援臨時福祉給付金」について、所得税を課さないこととする等の措置が講じられました(措法 41 の 8 一、三)。

(13) 公益法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除制度(措法 41 の 18 の 3)について、次の措置が講じられました。

① その実績判定期間にその公益目的事業費用等の額の合計額が 1 億円に満たない事業年度を有する公益社団法人及び公益財団法人、学校法人及び準学校法人、社会福祉法人並びに更生保護法人に係るいわゆるパブリック・サポート・テストの絶対値要件(以下「絶対値要件」という。)における実績判定期間内の判定基準寄附者数が年平均 100 人以上とする要件の当該判定基準寄附者数は、当該事業年度における判定基準寄附者数に 1 億を乗じてこれを当該公益目的事業費用等の額の合計額で除して計算する(措令 26 の 28 の 2①)。

② 公益社団法人及び公益財団法人並びに更生保護法人に係る絶対値要件について、実績判定期間内の各事業年度における当該判定基準寄附者からの寄附金の額の総額に 12 を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が 30 万円以上であることを要件に加える(措令 26 の 28 の 2①)。

③ 適用対象となる寄附金の範囲に、国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構又は独立行政法人日本学生支援機構(その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき一定の要件を満たすものに限る。)に対する寄附金のうち学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実であるものを加える(措法 41 の 18 の 3 ①二、措令 26 の 28 の 2②③)。

《適用関係》この改正は、平成 28 年分以後の所得税について適用されます(改正法附則 57、改正措令附則 2、改正措規附則 19②③)。

Ⅱ 平成 25 年度の改正事項のうち、平成 28 年分の所得税から適用される主なもの

1 特定公社債及び公募公社債投資信託等の受益権の課税方式

特定公社債、公募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の公募投資信託の受益権及び特定目的信託(その社債的受益権の募集が公募により行われたものに限る。)の社債的受益権(以下「特定公社債等」という。)について、次の改正が行われました。

(1) 利子所得等の課税方式等

特定公社債等の利子等については、15%源泉分離課税の対象から除外した上、次のとおり改正する(措法 3、3の3、8の4、8の5)。

- ① 平成 28 年 1 月 1 日以後に居住者等が支払を受けるべき一定の特定公社債等の利子等については、15%の税率による申告分離課税の対象とする。
- ② 平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき一定の特定公社債等の利子等を有する居住者等は、その特定公社債等の利子等については、申告を要しない。

(2) 譲渡所得等の課税方式

特定公社債等の譲渡所得等については、非課税の対象から除外した上、次のとおり改正する(措法 37 の 11、旧措法 37 の 15)。

- ① 居住者等が、平成 28 年 1 月 1 日以後に特定公社債等の譲渡をした場合におけるその特定公社債等の譲渡による譲渡所得等については、15%の税率による申告分離課税の対象とする(措法 37 の 11①②)。
- ② 特定公社債等の償還又は一部解約等により支払を受ける金額については、これを特定公社債等の譲渡所得等に係る収入金額とみなすことにより、15%の税率による申告分離課税の対象とする(措法 37 の 11③④)。

(3) 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算並びに繰越控除の特例の対象範囲の拡充等

特定公社債等の譲渡損失及び利子所得等について、次のとおり損益通算及び繰越控除の対象とする(措法 37 の 12 の 2)。

- ① 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等が加えられ、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限る。)及び譲渡所得等との損益通算を可能とする(措法 37 の 12 の 2①②)。
- ② 平成 28 年 1 月 1 日以後に特定公社債等の譲渡により生じた損失の金額のうち、その年に損益通算をしても控除しきれない金額については、翌年以後 3 年間にわたり、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等並びに上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限る。)及び譲渡所得等からの繰越控除を可能とする(措法 37 の 12 の 2⑤⑥)。

(4) 特定口座での取扱い

特定公社債等に係る所得について、次のとおり特定口座で取り扱うことを可能とする(措法 37 の 11 の 3、37 の 11 の 5、37 の 11 の 6、平成 25 年度改正法附則 44)。

- ① 居住者等が特定口座を開設している金融商品取引業者等への買付けの委託により取得した特定公社債等又はその金融商品取引業者等から取得した特定公社債等を、その特定口座へ受け入れることができる。この場合には、特定口座内の特定公社債等に係る譲渡所得等の金額と特定口座以外の特定公社債等に係る譲渡所得等の金額は、区分してこれらの金額を計算する(措法 37 の 11 の 3)。
- ② 居住者等が金融商品取引業者等の営業所を通じて特定公社債等の利子等の支払を受ける場合において、その居住者等がその金融商品取引業者等の営業所に源泉徴収選択口座を開設しているときは、その利子等をその源泉徴収選択口座に受け入れることができる(措法 37 の 11 の 6)。
- ③ 源泉徴収選択口座に受け入れた特定公社債等の利子等又は上場株式等の配当等に対する源泉徴収税額を計算する場合において、その源泉徴収選択口座内における特定公社債等又は上場株式等の譲

渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、その利子等又は配当等の額からその譲渡損失の金額を控除した金額に対して15%の税率を乗じて徴収すべき所得税の額を計算する(措法37の11の6⑥)。

- ④ 居住者等が平成27年12月31日以前に特定口座を開設している金融商品取引業者等を通じて取得した特定公社債等について、平成28年1月1日に特定口座に受け入れることができる。また、平成28年1月1日から同年12月31日までの間は、居住者等有する特定公社債等を特定口座に受け入れることができる(平成25年度改正法附則44②～⑥)。

(5) 特定公社債の範囲

「特定公社債」とは、次の公社債(預金保険法に規定する長期信用銀行債等を除く。)をいう(措法3①一、37の10②七、37の11②一、五～十四)。

- ① 国債、地方債、外国国債、外国地方債
- ② 会社以外の法人が特別の法律により発行する債券(外国法人に係るもの並びに投資法人債、短期投資法人債、特定社債及び特定短期社債を除く。)
- ③ 公募公社債、上場公社債
- ④ 発行の日前6か月以内に有価証券報告書等を提出している法人が発行する社債
- ⑤ 金融商品取引所(外国の法令に基づき設立されたこれに類するものを含む。)において公表された公社債情報(一定の期間内に発行する公社債の上限額、発行者の財務状況等その他その公社債に関する基本的な情報をいう。)に基づき発行する公社債で、目論見書にその公社債情報に基づき発行されるものである旨の記載のあるもの
- ⑥ 国外において発行された公社債で、次に掲げるもの(取得後引き続き保管の委託がされているものに限る。)
 - イ 国内において売出しに応じて取得した公社債
 - ロ 国内において売付け勧誘等に応じて取得した公社債(イに掲げる公社債を除く。)で、その取得の日前6か月以内に有価証券報告書等を提出している法人が発行するもの
- ⑦ 外国法人が発行し、又は保証する債券で一定のもの
- ⑧ 国内又は国外の法令に基づいて銀行業又は金融商品取引業を行う法人又はその法人との間に完全支配の関係がある法人等が発行する社債(その取得をした者が実質的に多数でないものを除く。)
- ⑨ 平成27年12月31日以前に発行された公社債

2 特定公社債以外の公社債及び私募公社債投資信託等の受益権の課税方式

特定公社債以外の公社債、私募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の私募投資信託の受益権及び特定目的信託(その社債的受益権の募集が公募以外の方法により行われたものに限る。)の社債的受益権(以下「一般公社債等」という。)について、次の改正が行われました。

(1) 利子所得等の課税方式

一般公社債等の利子等については、15%源泉分離課税を維持する。ただし、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものは、総合課税の対象とする(措法3)。

(2) 譲渡所得等の課税方式

一般公社債等の譲渡所得等については、非課税の対象から除外した上、次のとおり改正する(措法37の10、旧措法37の15)。

- ① 居住者等が、平成28年1月1日以後に一般公社債等の譲渡をした場合におけるその一般公社債等の譲渡による譲渡所得等については、15%の税率による申告分離課税の対象とする(措法37の10①②)。
- ② 一般公社債等の償還又は一部解約等により支払を受ける金額(私募公社債投資信託及び証券投資信託以外の私募投資信託にあっては、信託元本額までに限る。)については、これを一般公社債等の譲

渡所得等に係る収入金額とみなすことにより、15%の税率による申告分離課税の対象とする。ただし、同族会社が発行した社債の償還金でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものは、総合課税の対象とする(措法37の10③④)。

Ⅲ 平成26年度の改正事項のうち、平成28年分の所得税から適用される主なもの

- 1 給与所得控除(所法28)の上限額が、平成28年分の所得税については230万円(給与収入1,200万円を超える場合の給与所得控除額)に引き下げられました(所法28③、平成26年度改正法附則4)。
- 2 給与所得控除の上限額の引下げに伴い、次の改正が行われました。
 - (1) 給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表及び年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表を改める(所法別表第2～別表第5等)。
 - (2) 給与所得者の特定支出の控除の特例(所法57の2)について、一律に、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1に相当する金額を超える場合には、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算する(所法57の2①)。
- 3 上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例(措法37の11)等の対象となる特定公社債の範囲について、次の改正が行われました。
 - (1) 社債のうちその発行の日前6か月以内に有価証券報告書等を内閣総理大臣に提出している法人が発行するものを、社債のうちその発行の日前9か月以内(外国法人にあっては、12か月以内)に有価証券報告書等を内閣総理大臣に提出している法人が発行するものとする(措法37の11②九)。
 - (2) 平成27年12月31日以前に発行された公社債の範囲から、その発行の時に同族会社に該当する会社が発行した社債を除外する(措法37の11②十四)。

Ⅳ 平成27年度の改正事項のうち、平成28年分の所得税から適用される主なもの

- 1 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(ジュニアNISA)(措法37の14の2等)が創設されました。
- 2 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)(措法37の14等)について、非課税口座に設けられる各年分の非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の額の限度額を120万円(改正前:100万円)に引き上げるなど、所要の改正が行われました。
- 3 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化
日本国外に居住する親族に係る扶養控除等について、次の改正が行われました。
 - (1) 親族関係書類及び送金関係書類の添付等の義務化(所法120③二等)
確定申告において、非居住者である親族(以下「国外居住親族」という。)に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除の適用を受ける居住者は、親族関係書類及び送金関係書類を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際に提示しなければならないこととする。ただし、下記(2)又は(3)により添付し、又は提示したこれらの書類については、添付又は提示を要しないこととする。
 - (2) 源泉徴収における親族関係書類の提出等の義務化(所法185等)
給与等又は公的年金等の源泉徴収において、国外居住親族に係る扶養控除、配偶者控除又は障害者控除(以下「扶養控除等」という。)の適用を受ける居住者は、親族関係書類を扶養控除等申告書等に添付し、又はその申告書等の提出の際に提示しなければならないこととする。
 - (3) 年末調整における送金関係書類等の提出等の義務化(所法190等)
給与等の年末調整において、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける居住者は、送金関係書類を扶養控除等申告書に添付し、又はその申告書の提出の際に提示しなければならないこととし、国外居住親族に係る配偶者特別控除の適用を受ける居住者は、親族関係書類及び送金関係書類を配偶者

特別控除申告書に添付し、又はその申告書の提出の際に提示しなければならないこととする。

4 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除(措法 10)について、次の改正が行われました。

(1) 試験研究費の総額に係る特別税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制について、特別税額控除の適用を受けることができる限度額をその年分の調整前事業所得税額の 100 分の 25(改正前：100 分の 20)相当額に引き上げる(措法 10①②)。

(2) 特別試験研究費の額に係る特別税額控除制度について、青色申告書を提出する事業者の各年分において特別試験研究費の額がある場合には、次の金額の合計額の特別税額控除ができる措置とする。ただし、特別税額控除額については、その年分の調整前事業所得税額の 100 分の 5 相当額を限度とする(措法 10③、措令 5 の 3 ④)。

① 特別試験研究費の額のうち特別試験研究機関等と共同して行う試験研究又は特別試験研究機関等に委託する試験研究に係る試験研究費の額の 100 分の 30 相当額

② 特別試験研究費の額のうち上記①以外のものの 100 分の 20 相当額

なお、この措置の対象となる特別試験研究費の額には、試験研究費の総額に係る特別税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制における特別税額控除額の計算の基礎となった特別試験研究費の額を含めないこととする。

③ 特別試験研究費の範囲に、特定中小企業者等から知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究等を加える(措法 10⑥五、措令 5 の 3 ⑤)。

④ 繰越税額控除限度超過額に係る特別税額控除制度及び繰越中小企業者税額控除限度超過額に係る特別税額控除制度を廃止する(旧措法 10③⑤)。

5 山林所得に係る森林計画特別控除(措法 30 の 2)について、山林の伐採又は譲渡に係る収入金額が 2,000 万円を超える者の 2,000 万円を超える部分(改正前：3,000 万円を超える者の 3,000 万円を超える部分)の控除率が 10%とされた上で、その適用期限が 3 年延長されました(措法 30 の 2 ①②)。

6 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(措法 31 の 3)など、その適用の際に、確定申告書等に住民票の写し等を添付することとされている特例について、一定の場合を除き、その添付を要しないこととされました(措規 13 の 4 等)。